

# 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

令和7年11月

富士見市子ども未来部保育課

# 1. 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施について

- 令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が創設されました。

乳児等通園支援事業とは、**全ての子どもの育ちを応援**し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

令和8年度から  
全自治体で実施

令和6年度

## 試行的事業

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
- 補助金として実施
- 月10時間まで補助対象

令和7年度

## 乳児等通園支援事業

- 法律上制度化  
「地域子ども子育て支援事業」
- 補助金として実施
- 月10時間まで補助対象

令和8年度

## 乳児等支援給付

- 法律に基づく  
新たな給付制度
- 月10時間まで給付対象

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

## 制度の概要

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

- こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
- 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもが対象。

### «事業者»

- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設（※）は限定をせず、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）において定められている基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば、市町村が認可をすることが可能。

※主な場所としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等を想定。

- 国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定。

### «指導監督»

市町村は、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行う。

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

## ②他制度との関係

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### 【一時預かり事業との関係性】

子どものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…



### こども誰でも通園制度

- ✓ 子どもの成長のために「通う」という考え方を基本とし、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援
- ✓ 保護者のニーズに関わらない利用
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。子どもにとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施。
- ✓ 全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。



家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかいしら…



### 一時預かり事業

- ✓ 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする
- ✓ 保護者のニーズが生じた際に利用
- ✓ 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断をし、1269自治体※において実施。
- ✓ 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々。

※令和5年度実績

★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者にその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。
- 本制度と一時預かり事業を併用する子どもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、子どもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

## 事業の全体像

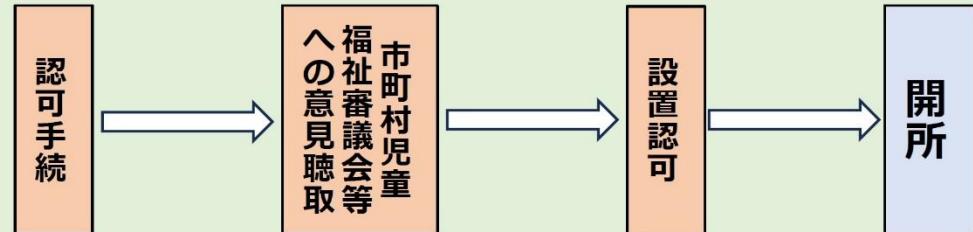
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### «事業の実施方法»

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認められた事業者が実施。

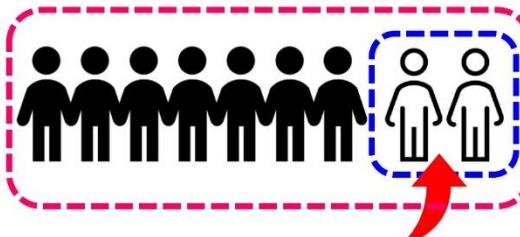
### «提供内容の検討»

#### ①実施方法



#### 余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、  
7人の在籍児童しかいない場合、  
保育士は3名以上配置。※1



2名の在籍定員の空き枠を活用し  
誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受け入れのため、基本的に各クラスの保育者による受け入れが基本。

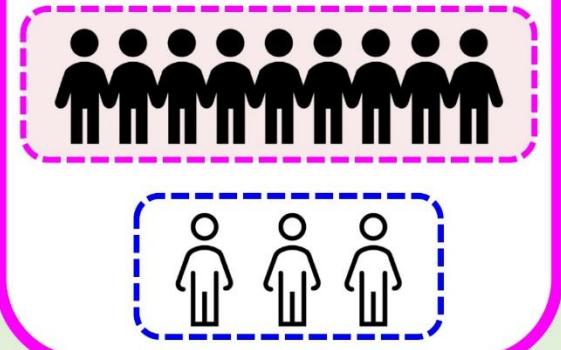
#### 一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。  
クラスの定員枠とは別に、  
クラス内に誰でも通園利用枠を設け、  
且つ専任の保育士を配置。※2



#### 一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、  
誰でも通園専用室を設け、  
専任の保育士を配置。※3



※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則り、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

## 事業の全体像 《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### ②受け入れる子どもの年齢、時間枠等

受け入れる子どもの年齢、時間枠は、適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じ設定。

### ③利用パターン

#### 定期利用

利用する事業所を限定したり、  
さらに利用する曜日や時間帯を固定する等、  
特定の事業所を利用する方法。



※定期利用を行うことによって、保育者と子どもの関係が構築される。  
保護者との関係構築においても効果的であると考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待。

#### 柔軟利用

子どもの状況や保護者のニーズに合わせた  
利用方法で、子どもに合う事業所を見つけるまで  
の利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の  
利用等について、柔軟に利用する方法。



※保護者の都合のみで一時的に用事先近辺の事業所に預ける等の利用は、  
制度本来の趣旨である「子どもの育ち」を考えると、望ましい利用方法  
とは言えません。このような場合には、まずは、一時預かり事業を利用  
することが考えられる。

子どもの育ちの観点から、特定の事業所と関係性を構築しながら継続的な利用を図りつつ、その際に利用パターンを組み合わせて運用していくことも考えられる。

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

## 事業の全体像 《続き》

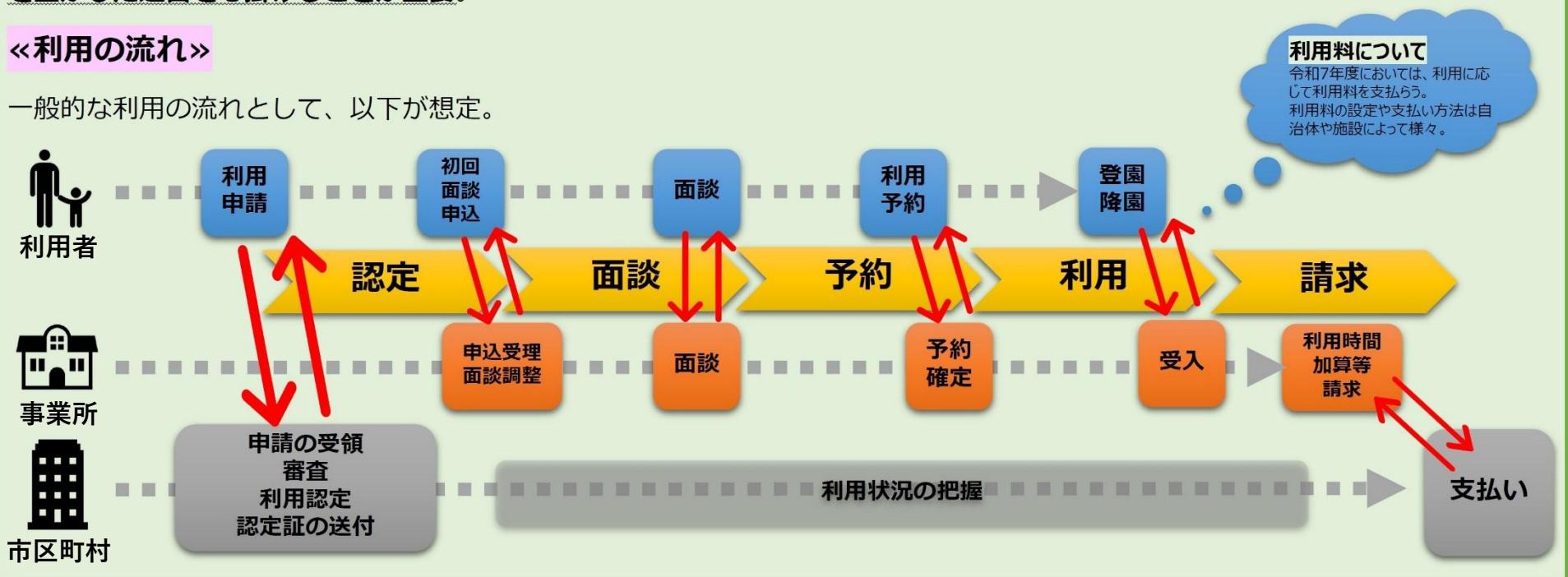
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### 《施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫》

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

### 《利用の流れ》

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



（こども家庭庁作成『「こども誰でも通園制度について」～基礎資料集～』より抜粋）

# 1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

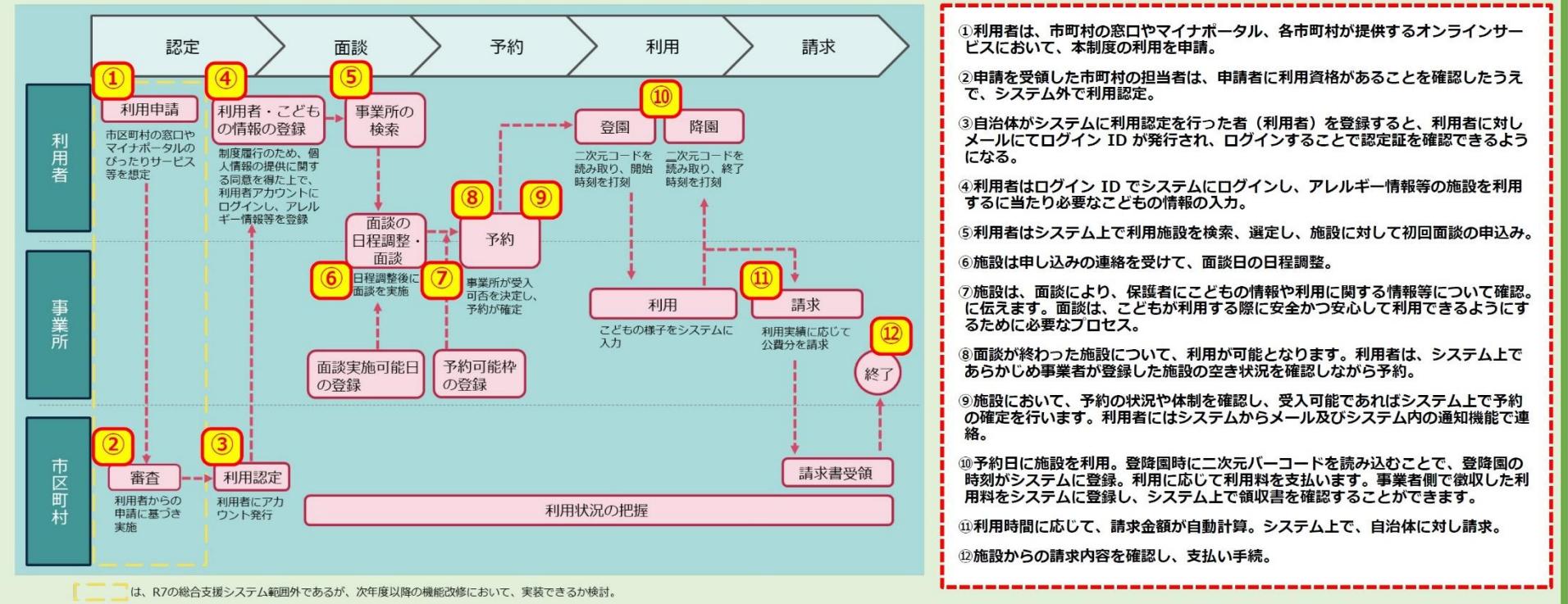
## 事業の全体像 《続き》

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

### 《こども誰でも通園制度総合支援システム》

①利用者が予約できる（予約管理）、②事業者が子どもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）、③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）、3つの機能を併せ持つシステム。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



（こども家庭庁作成『「こども誰でも通園制度について」～基礎資料集～』より抜粋）

## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

- 乳児等通園支援事業は、児童福祉法において、市の認可事業として新たに位置づけられており、その認可に関する基準については、国が定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」を踏まえ、市の条例で定める必要があります。
- 市の条例制定にあたっては、内閣府令が定める**従うべき基準と参酌すべき基準**の区分に従い、定めることとなります。

《従うべき基準と参酌すべき基準》

	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	<ul style="list-style-type: none"><li>「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</li><li>条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「参酌すべき基準」とは、十分参考しなければならない基準</li><li>条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参考した上で判断しなければならない</li></ul>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
備考	<p>「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法</p>	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任 ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

### 条例（案）の概要

- 国が内閣府令に定める基準と同一の内容で条例を制定
  - 小規模保育事業等の設備運営基準と概ね同等の規定
  - 余裕活用型…保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で受け入れ
  - 一般型（在園児合同）…保育所等の定員とは別に、本事業の定員を設定（専用スペースを設けない）
  - 一般型（専用室独立）…保育所等の定員とは別に、本事業の定員を設定（専用スペースを設ける）
- ※条例上は「余裕活用型」と「一般型」の2区分

主な事項	余裕活用型	一般型（在園児合同・専用室独立）
対象施設	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）を行う事業所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園など
設備の基準	各施設の基準を遵守	<b>【0・1歳児】</b> 乳児室：1.65m <sup>2</sup> /人 又は ほふく室：3.3m <sup>2</sup> /人 <b>【2歳児】</b> 支援室又は遊戯室：1.98m <sup>2</sup> /人

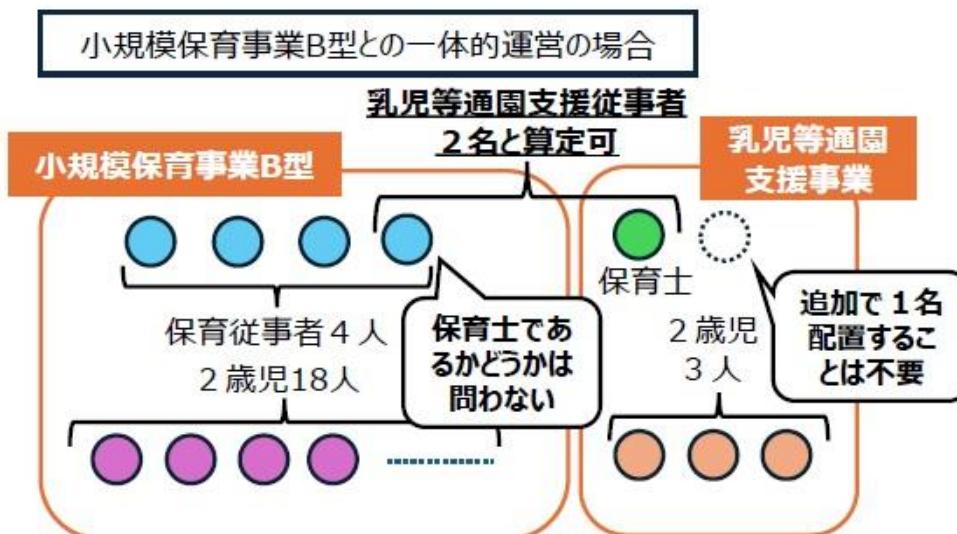
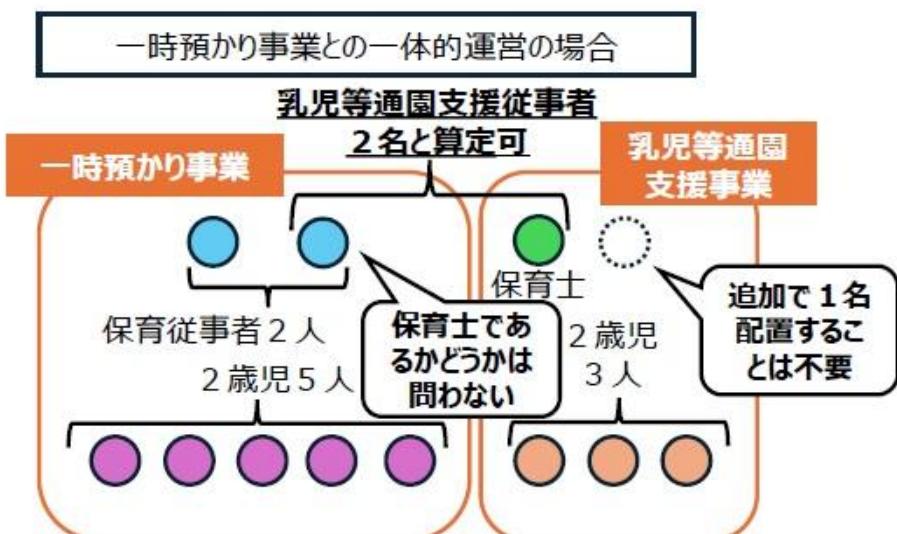
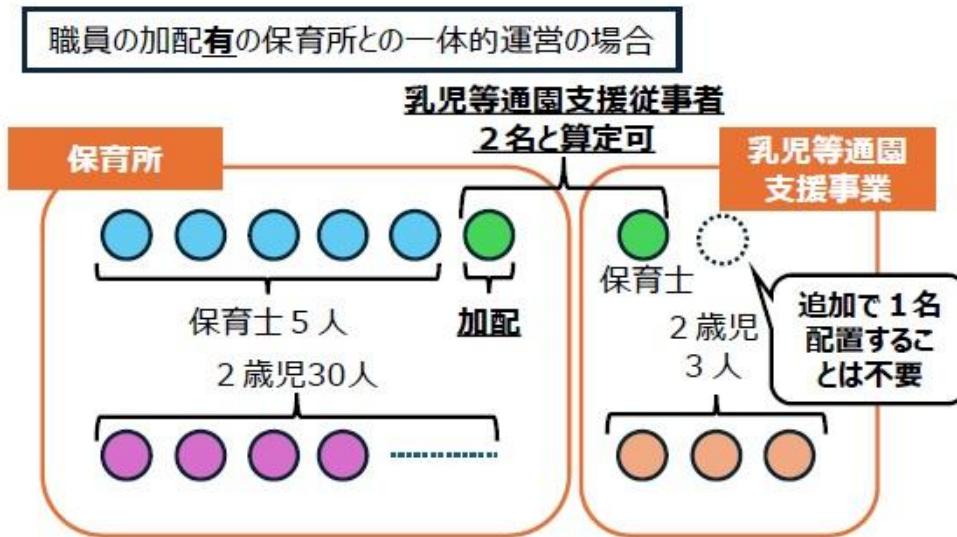
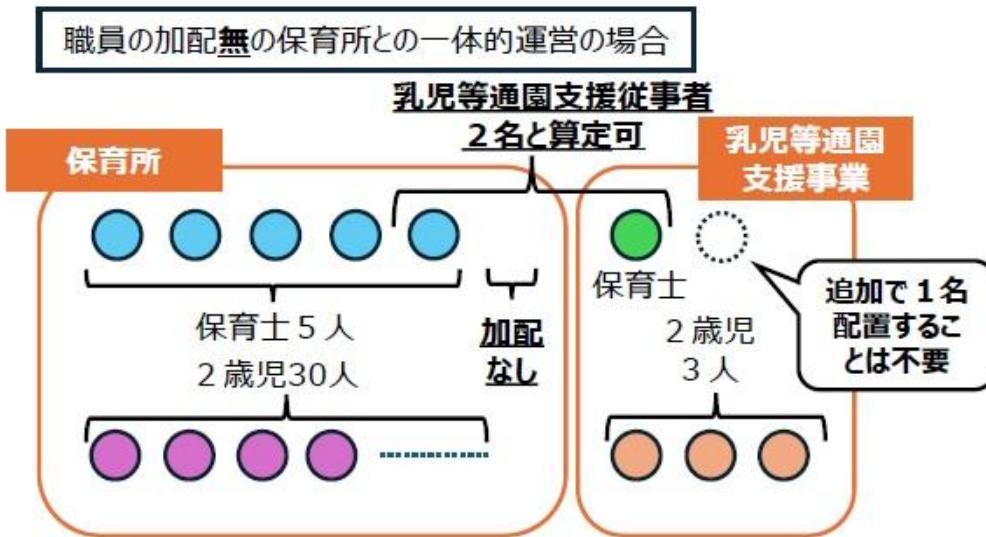
## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

### 条例（案）の概要

主な事項	余裕活用型	一般型（在園児合同・専用室独立）
人員配置基準	各施設の基準を遵守	<p>乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置</p> <p><b>【0歳児】3：1以上</b></p> <p><b>【1・2歳児】6：1以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>従事者のうち半数以上は、保育士（保育士以外の従事者は、特定の研修を修了した者。）とする。</li><li>1事業所につき、配置する従事者が2人を下回ることはできない。</li></ul> <p>※従事者は、専ら当該事業に従事する者でなければならない。ただし、保育所等と一体的に運営される場合は、緩和措置（次ページ参照。）あり。</p>

## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

## 《一般型における職員配置の緩和規定》



## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

### 条例（案）の概要（「余裕活用型」「一般型」共通）

主な事項	内容
非常災害対策	少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。
安全計画の策定	事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該事業所での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画を策定しなければならない。 など
自動車運行	利用乳幼児の事業外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 など
職員の一般的条件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。
利用乳幼児の取扱い	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する経費を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	職員は、利用乳幼児に対し、暴行・わいせつ行為などその他利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

### 条例（案）の概要（「余裕活用型」「一般型」共通）

主な事項	内容
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。ほか
食事	食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
内部の規程 (重要事項)	事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 提供する乳児等通園支援の内容 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 4. 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに行わない日 5. 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6. 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 7. 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 11. その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

## 2. 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定

### 条例（案）の概要（「余裕活用型」「一般型」共通）

主な事項	内容
帳簿	事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ
秘密保持	事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 など
苦情への対応	事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 など
支援の内容	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

### 施行期日

- ・公布の日

### 3. 本格実施に向けたスケジュール

